

総行公第13号
総行派第17号
総行安第8号
令和6年3月15日

各都道府県総務部（局）長
（人事担当課、安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課、安全衛生担当課扱い）
各人事委員会事務局長

）殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
応援派遣室長
安全厚生推進室長
（公印省略）

令和6年能登半島地震による災害復旧業務に従事する職員の心身の健康確保に向けた
勤務環境の確保や健康管理等について（通知）

令和6年能登半島地震により被災した地方公共団体において、一日も早く被災者の生活再建や地域の復旧・復興を進めて行くためには、その中心となる被災地方公共団体の職員及び他の地方公共団体からの応援職員の心身の健康管理に十分な配慮が必要となります。

このため、今般の地震における災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の健康管理・安全衛生については、「令和6年能登半島地震による災害復旧業務に従事する職員の健康管理・安全衛生について」（令和6年1月9日付け総行安第1号）等により、心身への過度な負担によるメンタルヘルス不調を防止する観点から、職員の勤務環境に十分に御留意いただくよう通知しているところです。

発災から2か月が経過し、職員の心身の疲労蓄積が懸念されることから、これまで以上に職員の健康確保に向けて十分に注意を払う必要があるため、下記に御留意の上、引き続き、時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用等について、適切に対応していただくようよろしくお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知していただきますようお願いします。

なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

(1) 時間外勤務の上限規制制度の適切な運用について

被災地方公共団体においては、発災直後から災害対応業務に従事するため、長時間勤務を余儀なくされた職員が多く生じていた状況があり、心身の健康障害を防止する観点から、職員に対し、時間外勤務時間の上限規制を適正に運用することにより勤務環境を確保するとともに、上限時間を超えるような時間外勤務を命じることを必要最小限にとどめる必要があります。

そのため、引き続き、休憩時間の適切な付与、交替制による休暇の取得、業務分担の見直しや人員の適正な配置など、勤務環境の確保や時間外勤務の縮減に向けて、適切な対応を図っていただくようお願いいたします。

(2) 長時間勤務者に対する健康確保措置の適切な運用について

長時間勤務により心身の健康が損なわれるリスクが高い状況にある職員を見逃さないようにするため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8第1項等の規定に基づく医師による面接指導等の必要な措置が確実に実施されるようにすることが重要です。

そのためには、産業医等の健康管理体制が不可欠であり、地方公共団体においては、これまでも必要な体制の整備等を行っていただいているところですが、別紙1の取組も参考に、適切な対応を図っていただくようお願いいたします。

(3) メンタルヘルス対策の適切な実施について

災害対応や復旧・復興業務が長期間にわたることで、心身の負担となりうる要因も変化することから、ストレスチェック等により職員のストレス状態を把握し、適切なタイミングでメンタルヘルス対策を講じることが重要です。

職員が利用可能な相談窓口の周知や関係機関が実施している各種メンタルヘルス対策事業の積極的な活用については既に周知しているところですが（別紙2参照）、当該事業の利用等を通じて、職員へのメンタルヘルスセミナーの実施やカウンセリング等を実施し、メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見に向けた適切な対応を図っていただくようお願いいたします（別紙3参照）。

(4) 他の地方公共団体から派遣される応援職員への適切な対応について

被災地方公共団体における業務には、他の地方公共団体から派遣される応援職員も従事するところであり、その派遣期間が中長期にわたる場合もあることから、応援職員の心身への負担について十分に配慮する必要があります。

そのため、上記（1）～（3）を踏まえ、派遣先である被災団体はもとより、派遣元の団体においても、当該職員に対し、適切な対応を図っていただくようお願いいたします（別紙4参照）。

(連絡先) 総務省自治行政局公務員部
【時間外勤務の上限規制に関する事項】
公務員課 三木、阿部、向井
TEL:03-5253-5544
【上記以外に関する事項】
安全厚生推進室 板垣、別所
TEL:03-5253-5560